

学校法人八戸工業大学 役員及び評議員の報酬等に関する規程

制定 昭和62年 4月10日 (理事会)

改正 令和 7年 6月13日 (理事会)

確認 令和 8年 2月27日 (理事会)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人八戸工業大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、寄附行為第5条に規定する理事及び監事をいう。
- 二 評議員とは、寄附行為第32条に規定する評議員をいう。
- 三 常勤理事とは、法人の事務所及び設置する学校を主たる勤務場所とする理事であって、次号で定める職員理事以外の者をいう。
- 四 職員理事とは、法人の教職員（学長、校長を含む。）として給与を支給している理事をいい、職員が理事に選任されたときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数として算定する。
- 五 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- 六 常勤監事とは、監事のうち、法人の事務所及び設置する学校を主たる勤務場所とする者をいう。
- 七 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- 八 職員評議員とは、法人の教職員（学長、校長を含む。）として給与を支給している評議員をいう。
- 九 報酬等とは、報酬、期末手当、退職慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行上の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職手当支給規程に基づくものを含まない。
- 十 費用とは、役員及び評議員としての職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対する報酬等の支給は、次の各号に定めるところとする。

- 一 常勤理事及び常勤監事（以下「常勤理事等」という。）に、報酬、通勤手当、期末手当及び退任慰労金を支給する
- 二 非常勤理事及び非常勤監事に、報酬及び退任慰労金を支給する。
- 三 評議員（職員評議員を除く。）に、日額報酬を支給する。
- 四 職員理事及び職員評議員に、給与規程及び退職手当支給規程又は雇用契約で定めるところにより給料を支給するものとし、報酬等は支給しない。

(常勤理事及び常勤監事の報酬等の額)

第4条 常勤理事等の報酬月額及び期末手当は別表第1のとおりとし、通勤手当は給与規程に準ずるものとする。

- 2 常勤理事等の月の中途における就任、退任及び解任の場合の報酬月額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、死亡による退任の場合は、死亡した月の末日までの報酬を支給する。
- 3 常勤理事等の退任慰労金は、別表第3のとおりとする。ただし、解任となった場合はこれを支給しない。

(非常勤理事及び非常勤監事の報酬の額)

第5条 非常勤理事及び非常勤監事（以下「非常勤役員」という。）の報酬月額は、別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤役員の報酬月額には、通常の業務（理事会、評議員会及び行事等への出席）に係る交通費を含むものとする。
- 3 非常勤役員の前月途中における就任、退任及び解任の場合の報酬月額は、就任、退任及び解任の日の属する月の報酬月額を支給する。
- 4 非常勤役員の退任慰労金は、別表第3のとおりとする。ただし、解任となった場合はこれを支給しない。

(評議員の報酬の額)

第6条 評議員（職員評議員を除く。）の報酬日額は、別表第2のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤理事等の報酬等の支給日、端数計算、端数処理及び期末手当の支給については給与規程の定めを、退任慰労金の支給については退職手当支給規程の定めを準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「退職手当」とあるのは「退任慰労金」に、それぞれ読み替えるものとする。

(特別功労金)

第8条 在任期間中において特に顕著な功績があった役員に、退任慰労金に加え特別功労金を支給することができる。

- 2 特別功労金の額は、理事会において決定する。ただし、特別功労金の額は退任慰労金の額の2倍を超えることはできないものとし、退任慰労金を超える額を支給する場合は、評議員会の意見を聴くものとする。

(交通費及び費用等)

第9条 役員及び評議員（職員理事及び職員評議員を除く。）の職務執行のため必要な費用については、別に定める規程に基づき当該役員及び評議員に支給する。

(規程の作成、備置き及び閲覧)

第10条 法人は、私立学校法第107条の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。

- 2 法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、備えおかななければならない。
- 3 法人は、私立学校法第107条第5項の規定に基づき、閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければならない。

(公表)

第11条 法人は、寄附行為第75条第1項に基づき、この規程を公表する。

(実施に必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 (昭和62年4月10日 理事会議決)

- 1 この規程は、昭和62年4月10日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、八戸工業大学役員報酬内規（昭和56年3月9日 理事会議決）を廃止する。

附 則 (平成10年12月18日 理事会議決)

この規程は、平成10年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則（令和元年12月20日 理事会議決）

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、役員退職金支給規程（平成5年8月20日 理事会制定）を廃止する

附 則（令和6年3月27日 理事会議決）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日 理事会議決）

- 1 この規程は、令和7年4月1日より施行する。
- 2 この規程の別表第1中の報酬月額を50,000円又は60,000円に改正する取扱いは、この規程の施行日前日に非常勤理事及び非常勤監事に在職する者に限り、令和7年6月末日までは、なお従前の例による。

附 則（令和7年6月13日 理事会議決）

- 1 この規程は、令和7年6月13日より施行する。
- 2 この規程の別表第1備考2の改正については、令和7年7月1日より施行する。

別表第1（第4条報酬月額及び期末手当・第5条報酬月額関係）

	報酬月額	期末手当（勤勉手当は支給しない）
理 事 長	630,000 円	6月0.98月、12月1.1月
常 勤 理 事	400,000 円	6月0.98月、12月1.1月
常 勤 監 事	400,000 円	非該当
非 常 勤 理 事	50,000 円	非該当
非 常 勤 監 事	60,000 円	非該当
備 考	1 代表業務執行理事の報酬月額は200,000円を上限として、理事の報酬月額に加算する額を理事会で定めることができるものとする。 2 副理事長の報酬月額は、理事の報酬月額に、常勤の場合は40,000円を、非常勤の場合は10,000円を加算した額とする。 3 当分の間、常勤理事の報酬月額400,000円は260,000円に読み替えるものとする。 4 この表によりがたい場合は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1、指定職給料表中の第2号俸に定める額を上限に、理事会で定めることができるものとする。	

別表第2（第6条報酬日額関係）

	報酬日額
評 議 員	6,000 円

別表第3（第4条及び第5条退任慰労金関係）

役員としての在任期間	乗ずる割合
1年以上9年未満の期間	1年につき100分の30
9年以上15年未満の期間	1年につき100分の50
15年以上21年未満の期間	1年につき100分の75
21年を超える期間	1年につき100分の100

- 1 退任慰労金算出の基礎となる額は、退任した日のその者の報酬月額とする。
- 2 在任期間は、役員として就任した日を起点に1年単位とし、月の端数が6月以上の場合は1年に切り上げ、6月未満は切り捨てる。